

令和5年度 相生市保育施設のしおり

相生市健康福祉部子育て元気課
〒678-0031 相生市旭1丁目6番28号
TEL 0791-22-7175
FAX 0791-23-4596

—保護者の皆様へお願い—

入所（園）を希望される場合は事前に見学を行い、保育内容など確認のうえ、お申込みください。

なお、保育所（園）・認定こども園の見学日時は直接各施設にご相談ください。内容をよく読んでいただき、漏れの無いように必要な手続きをお取りください。



目次

I はじめに

1 保育施設とは	1
2 相生市保育施設一覧表	2
3 クラス年齢について	2
4 教育・保育給付認定とは	2
5 保育施設を利用できる方	3

II 申込みについて

1 申込みの受付期間と場所	5
2 申込みから内定までの流れ	6
3 提出書類	7
4 選考基準について	7
5 調整方法について	8

III 保育施設入所内定後について

1 利用者負担額（保育料）の決定	9
2 副食費（おかず代）について（3歳児～5歳児）	10
3 利用者負担額（保育料）の納付方法	11
4 保育時間と延長保育	12
5 ならし保育	12
6 保育施設の入退所日	13
7 休所（園）日	13

IV その他の保育サービスについて

14

V 市内各保育施設の情報について

15～22

VI よくある質問について Q&A

23～27



I はじめに

1 保育施設とは

保育施設とは、保護者が働いていたり、病気にかかっているなどの理由で保育を必要とする場合に、小学校に入学するまでの児童を保育することを目的とした児童福祉施設です。公立の保育所、私立の保育所(園)、私立の認定こども園(保育所部分)、私立の家庭的保育室、私立の小規模保育施設があります。

区分	保育所(2・3号)	認定こども園		小規模保育事業所 家庭的保育室 (2・3号)
		幼稚園部分(1号)	保育所部分 (2・3号)	
入園・入所 対象児童	保護者の就労などの理由により、 家庭での保育ができない0歳児～ 5歳児(0歳児の受入月齢は施設 により異なる)	3歳児～5歳児	保育所と同じ	保護者の就労などの 理由により、家 庭での保育ができ ない0歳児～2歳 児(0歳児の受入 月齢は施設により 異なる) ※卒園後は保育施 設の利用を希望す る場合選考指数の 加点あり
申込み (P5参照)	子育て元気課に申込み (一斉申込みは各保育施設に申込み)	各施設に直接申込み	保育所と同じ	保育所と同じ
保育時間	原則、朝～夕方 (最長19時まで延長保育で利用可) 保育標準時間 1日最長11時間 保育短時間 1日最長8時間	朝～昼過ぎ (施設により異なる)	保育所と同じ	保育所と同じ
利用者負担額 (保育料)	保護者等の市民税所得割課税額や 子どもの年齢に応じて決定	保育料無償化の対象	保育所と同じ	保育所と同じ

※保育施設は幼児教育や集団生活を体験させること、友達をつくることのみを目的とする場合は利用できません。

※入所前面談等を行った結果、保育することが困難と施設長が判断した場合、入所できないことがあります。

※保育施設では原則として薬はお預かりできません。内服している薬がある場合や医療機関を受診した場合は、主治医に保育施設の利用を希望していることを伝え、薬の飲み方について保育中の服用を避けることを相談してください。

※保育施設では、診断書(指示書)や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、保護者と協議しながら可能な範囲でアレルギー食の対応(除去など)を行います。しかしながら、施設の人員体制や設備等の事情により対応が困難な場合には家からお弁当をお持ちいただく場合もありますのであらかじめご了承ください。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

※障害や発達の遅れなどにより、集団保育において支援や配慮が必要な場合には必ず申込時にお申し出ください。なお、症状や程度によっては施設の人員体制や設備等の事情により対応が困難な場合がありますのであらかじめご了承ください。

※災害や新型コロナウイルスの流行等により児童の安全が確保できないと施設長が判断した場合には、休園措置等を取る場合がありますのであらかじめご了承ください。

2 相生市保育施設一覧表（令和4年9月1日時点）

	保育施設名	所在地	電話番号	定員	対象年齢 (令和5年4月1日現在)
公立	相生保育所	汐見台2番地2	22-7135	70	0歳児（概ね6ヶ月）から5歳児
	平芝保育所	那波野一丁目6番13号	22-7137	70	
	矢野川保育所	汐見台2番地2	25-7122	55	
私立	八幡保育所	那波本町17番30号	22-1525	60	0歳児（概ね6ヶ月）から5歳児
	保育園 ゆりかごの家	大島町12番8号	22-0333	31	0歳児（概ね2ヶ月）から2歳児
	認定こども園 どんぐりの家	双葉一丁目4番3号	22-0708	101	0歳児（概ね2ヶ月）から5歳児
	認定こども園 テレジア幼稚園	栄町17番7号	23-5141	60	1歳児（満2歳）から5歳児
	家庭的保育室 めばえ	赤坂二丁目19番14号	23-7441	5	0歳児（概ね5ヶ月）から2歳児
	小規模保育 キッズサポート ひかりが丘保育園	ひかりが丘20番地1	23-1165	12	1歳児から2歳児

※相生保育所・矢野川保育所はR3.4.1からR8.3.31まで仮設園舎へ移転しています。

3 クラス年齢について

受入クラスは、下記のとおりです。

クラス年齢	児童の生年月日
0歳児	2022.4.2（R4.4.2）～
1歳児	2021.4.2（R3.4.2）～2022.4.1（R4.4.1）
2歳児	2020.4.2（R2.4.2）～2021.4.1（R3.4.1）
3歳児	2019.4.2（H31.4.2）～2020.4.1（R2.4.1）
4歳児	2018.4.2（H30.4.2）～2019.4.1（H31.4.1）
5歳児	2017.4.2（H29.4.2）～2018.4.1（H30.4.1）

保育施設の見学
保育施設では行事のある場合などを除き、見学を随時受け付けています。事前に見学が可能か各保育施設へ電話で確認をお願いします。

4 教育・保育給付認定とは

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。保育所等の施設を使用していただくためには、下記のいずれかの認定を受けることが必要です。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設				
		幼稚園	認定こども園 (幼稚園部分)	認定こども園 (保育所部分)	保育所	小規模保育、 家庭的保育室
1号	満3歳以上で教育を希望する児童	○	○			
2号	満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童			○	○	○ (2歳児クラスのみ)
3号	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童			○	○	○

※2号または3号の認定を受けた場合、保育の必要量に応じ施設の利用時間が「保育標準時間（1日最長11時間）」と「保育短時間（1日最長8時間）」に区分されます。区分された時間以上に保育を希望する場合は、延長保育による対応となります。（P12参照）

※認定通知書は、申請後30日を超えての交付になる場合があります。ただし、保育施設の利用を保証するもの（内定通知）ではありません。

5 保育施設を利用できる方

保育の必要な事由		保護者の状況	入所可能期間	提出書類	基準指数
①	就 労	保護者が家庭の内外で仕事をするこ により、児童の保育ができない場合	就 労 して いる 期 間	就労証明書 (※変則就労の場合は直近 1 ヶ月分のシフト表を提出して ください。※自営業の方は自営 及び収入を証明する書類を提 出してください。P26 参照)	4～10 点
②	妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間もない場合	出 産 予 定 日 の 前 後 8 週	母子健康手帳 (表紙と出産予定日の記入してあ るページ)	8 点
③	疾病・障害	保護者が病気、負傷または心身に障害がある ため、児童の保育ができない場合	療 養 を 必 要 と し な く な る ま で	1. 疾病や障害の内容や程度、療 養の期間がわかる診断書や身 体障害者手帳等 2. 申立書	6～10 点
④	親族の 介護・看護	①親族の介護、または通院の付き添いなどに より、児童の保育ができない場合 ②家庭に長期にわたる病人や、心身に障害の ある人がいるため、保護者が常時その看病に あたっており、児童の保育ができない場合 ※概ね1ヶ月以上の介護、看護に従事する場 合	介 護 ま た は 看 護 の 必 要 が な く な る ま で	1. 介護または看護を受け る家族の方がその必要があ るとわかる診断書や身体障 害者手帳等 2. 申立書	6～9 点
⑤	災害復旧	火災、風水害や地震等により、その住居 や家財に損害を受けたため、その復旧の 間、児童の保育ができない場合	必要期間	罹災証明書	10 点
⑥	求職活動	保護者が就労のための活動をしており、 児童の保育ができない場合	年度内で 90日以内	就労予定申立書等	3 点
⑦	就 学	保護者が家庭の内外で就学することに より、児童の保育ができない場合	就 学 して いる 期 間	1. 在学証明書 2. 時間割表かカリキュラム 等の写し	5～10 点
⑧	育児休業取得時 に、既に保育を 利用している	<u>すでに保育施設を利用している児童の保護</u> 者が出産等により育児休業を取得し、保育 が可能な状態となったが、退所による環境 の変化が入所児童の発達上好ましくないと 思料される場合	育児休業期間	1. 育児休業期間が確認でき るもの 2. 育児休業中の保育の利用 申立書	継続のみの 利用となり ます。
⑨	その他	虐待やDV等の理由により、その児童の 健全な成長が阻害される場合 その他市長が認める場合	必要期間	子育て元気課へ必要書類を ご確認ください	

注意事項

- 1 就労、親族の介護・看護、就学を理由とする場合、月60時間以上の実績（見込み）があることが条件となります。
- 2 求職活動で申込みをされる場合は、保育施設に入所後3ヶ月以内に就労を開始し、就労証明書を提出していただく必要があります。就労証明書をご提出いただけない場合は退所となりますのでご注意ください。なお、求職活動での新規入所は、原則、同一年度内に一度のみです。
- 3 就労内定で入所した場合は、入所後、就労を開始した日以降に、1ヶ月の実績が記入された就労証明書を提出して下さい。また、育児休業から仕事復帰した場合は育児休業復帰した日以降に、1ヶ月の実績が記入された就労証明書を提出してください。
- 4 保護者の就労の状態・家庭の状況等、教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書の記載内容に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。変更の手続きにつきましては、変更を希望する前月の25日までに提出してください。※25日が土・日・祝日の場合は、休日明け最初の日が締め切りになります。
家族の状況等に変更があった場合は、翌月からの変更に対応させていただく場合がありますので、子育て元気課子育て支援係に、ご相談ください。
- 5 必要書類を提出されない場合は、保育施設へ入所できる基準に該当しないものとして保育の実施を解除（＝退所）することになりますので、予めご承知ください。また、入所申込書等の記載内容と事実が異なる場合にも、保育の実施を解除（＝退所）することがありますので重ねてご承知ください。（事業所等に確認をする場合もあります）
- 6 申込時および入所後、適切な保育の実施のため、保育施設等に申込み状況・家庭状況等を提供します。同意の上で申込書裏面に署名をしていただきます。



Ⅱ 申込みについて

1 申込みの受付期間と場所

令和 5 年 4 月入所（一斉入所）希望の場合

	提出場所	受 付 日		受付時間
1 次 受付	第 1 希望の保育施設 ※入所されるお子さん を連れてお越しください	相生保育所	令和 4 年 11 月 4 日（金）	13：30～15：00
		平芝保育所	令和 4 年 11 月 4 日（金）	13：30～15：00
		矢野川保育所	令和 4 年 11 月 4 日（金）	13：30～15：00
		八幡保育所	令和 4 年 11 月 4 日（金）	13：30～15：00
		ゆりかごの家	令和 4 年 11 月 4 日（金）	13：30～15：00
		どんぐりの家	令和 4 年 11 月 4 日（金）	13：30～15：00
		テレジア幼稚園	令和 4 年 11 月 4 日（金）	13：30～15：00
		めばえ	令和 4 年 11 月 4 日（金）	13：30～15：00
		ひかりが丘保育園	令和 4 年 11 月 4 日（金）	13：30～15：00
		※ 受付日当日お越しになれない方は、11 月 25 日（金）までは各保育施設で受付しますので各保育施設にご連絡ください。		
	子育て元気課	◎保育所（園）での受付にお越しになれない方は、 11 月 28 日（月）～11 月 30 日（水）は、 子育て元気課で受付を行います。		8：30～17：15
2 次 受付	子育て元気課	令和 4 年 12 月 1 日（木）～令和 5 年 2 月 10 日（金）		8：30～17：15

令和 5 年 5 月～6 月入所希望の場合

提出場所	受 付 日	受付時間
令和 5 年 4 月入所 1 次受付と同じ		

令和 5 年 7 月～令和 6 年 3 月入所希望の場合

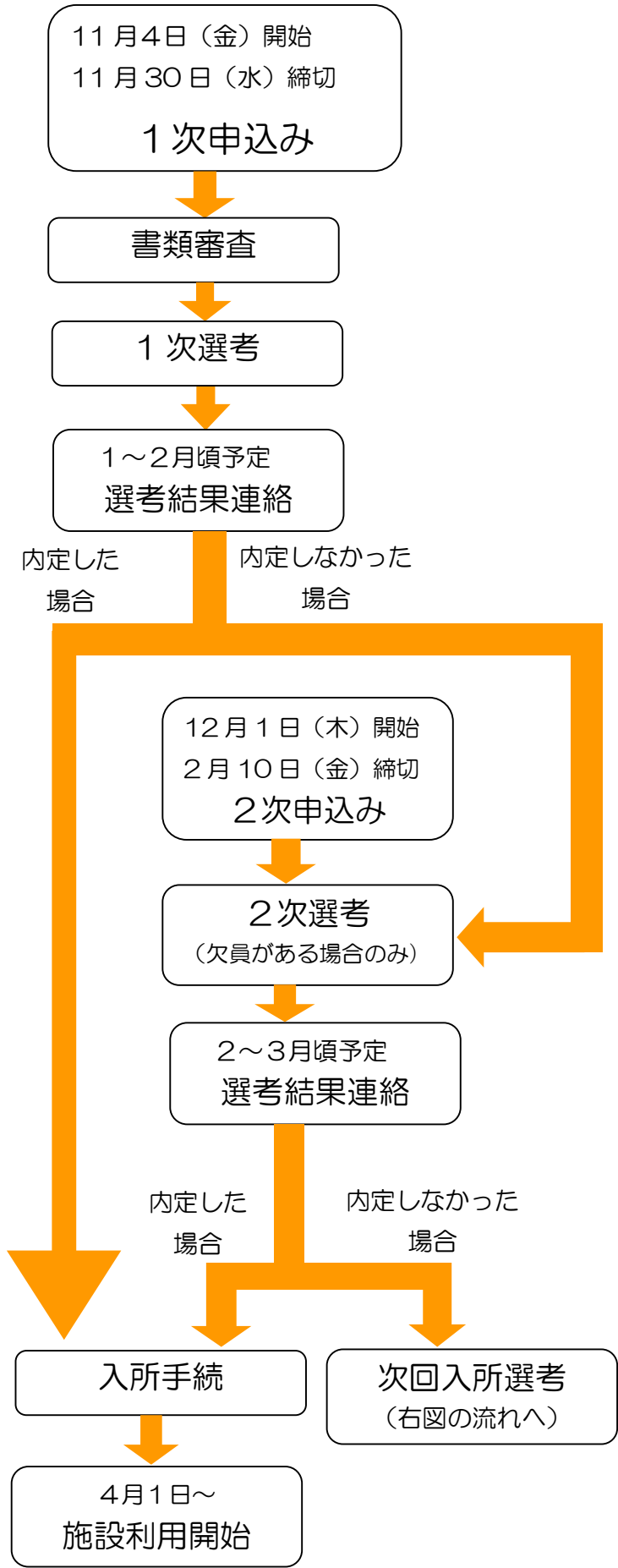
提出場所	受 付 日	受付時間
子育て元気課	入所希望月の <u>3ヶ月前～前月の10日まで</u> ※10日が土・日・祝の場合は休日明け最初の 日が締め切りになります。	8：30～17：15

他市区町村の保育施設を希望の場合

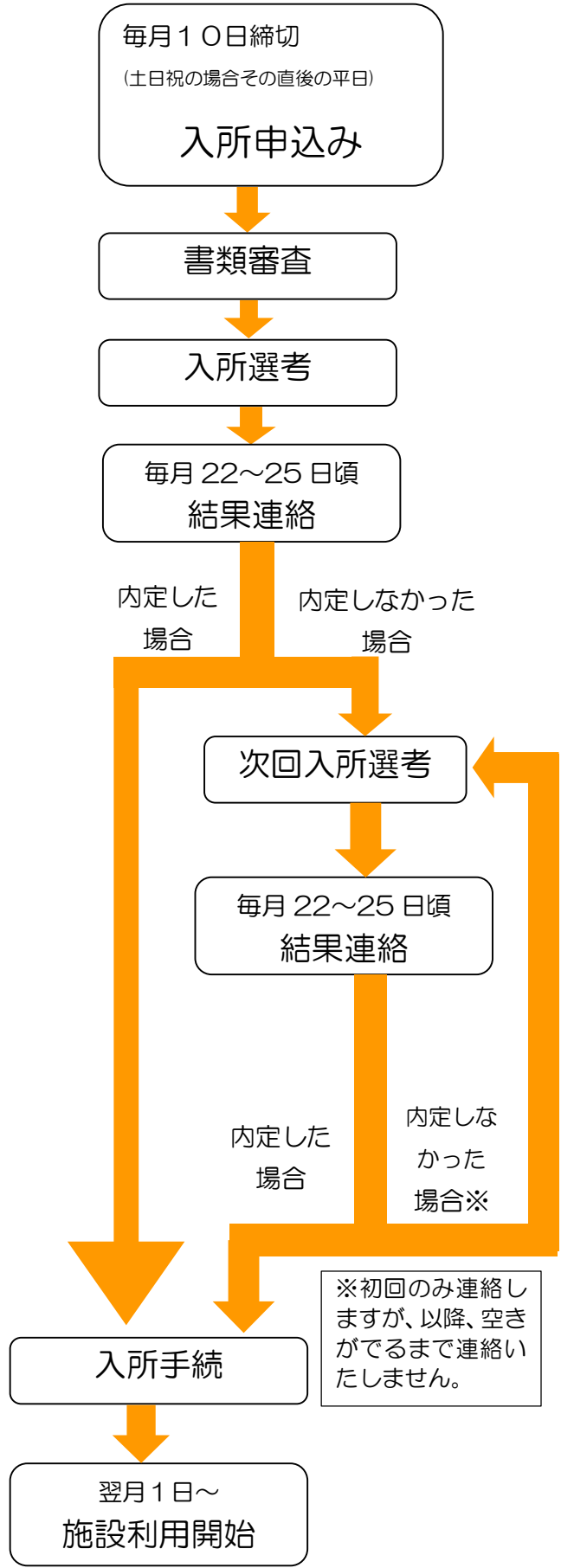
提出場所	受 付 日	受付時間
子育て元気課	申込後、希望保育施設のある市区町村へ協議します。 <u>申込締切日等が市区町村によって異なります</u> ので、 <u>早め</u> に希望保育施設のある市区町村にご確認 のうえ、 <u>相生市子育て元気課</u> にお申込ください。 ※市区町村によっては、他市区町村の方を受入でき ない場合もありますので、お申込みの前に必ず希望 保育施設のある市区町村へご確認ください。	8：30～17：15

2 申込みから内定までの流れ

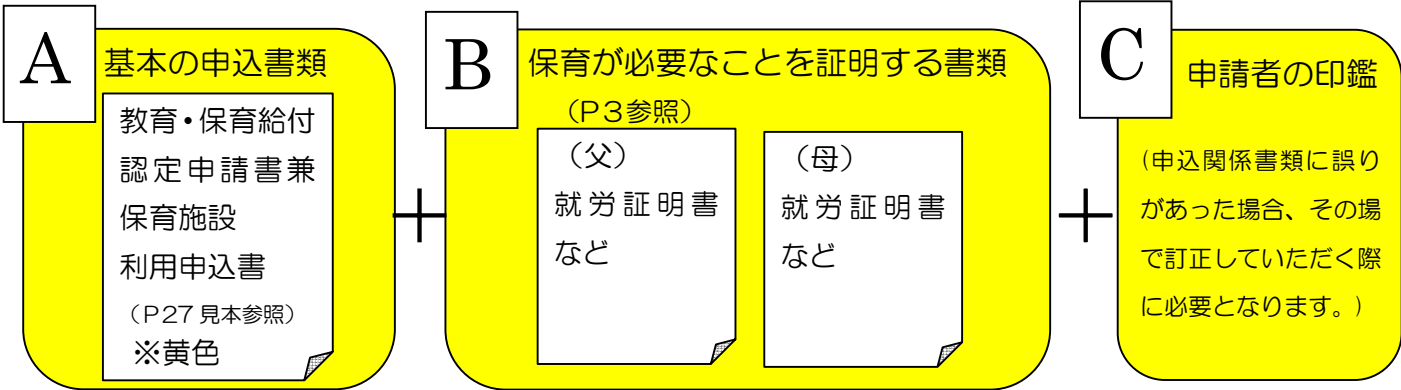
令和5年4月～6月入所希望の場合



令和5年7月～令和6年3月入所希望の場合



3 提出書類



注意事項
※新規入所（転園希望者含む）の方は必ず第1希望から第5希望までご記入をお願いします。
※在園児（継続希望）の方は、第1希望は現在通われている保育施設名をご記入をお願いします。
※転園を希望される方は、現在入所中の施設を退所し、他の施設への新規入所と同じ扱いとなりますのでご注意ください。

4 選考基準について

選考基準 = 基準指数（P3 参照） + 調整指数

選考基準として、保護者の保育を必要とする理由に利用調整基準表（基準指数）に基づき、父母それぞれの点数を算出し合計点数により優先度の高い家庭から案内を行っています。さらに、ひとり親・育児休業明け・きょうだい等の要件により加算があります。同点の場合の記載については、市内在住者・虐待等のおそれがある世帯などを優先しご案内いたします。

基準指数

基準要件	点数
就労時間が 60 時間以上	6～10 点
就労内定時間が 60 時間以上	4～8 点
妊娠・出産	8 点
保護者の疾病・障害	6～10 点
親族の介護・看護	6～9 点
求職活動	3 点
就学	5～10 点

+

調整指数

調整要件	点数
ひとり親	15 点
育児休業明け	2 点
きょうだいが入所している施設を希望	5 点
きょうだいと同時に同一の施設を希望	2 点

※基本的な要件を記載しています。

5 調整方法について

相生市においても都市部の市町と同様に、全ての方が希望保育施設に希望通りに入所できるというわけではなく、待機児童となってしまうケースが一定数以上あります。その中でより迅速かつ効率的な入所調整を行うため、相生市では申込者全体の中で、【4 選考基準について】に基づき点数付けを行い優先度の高い方から順に、第1希望保育施設から入所調整いたします。（第1希望が入所可能枠に達した場合は第2希望、第2希望が入所可能枠に達した場合は第3希望の保育施設・・・の順で調整します。希望保育施設に空きがない場合、利用申込書の【上記希望施設に空きがない場合の別施設案内の希望欄】に【希望する】に☑チェックをされた方から、空きがある別保育施設を案内しますので、【希望しない】に☑チェックされた方は優先順位が高い方であっても案内は後になります。また、年齢別に調整を行っているので、兄弟姉妹が別々の施設のご案内になることもあります。

例えば、下記表の条件の場合・・・

	田中さん	佐藤さん	鈴木さん	高橋さん	山本さん
選考基準結果	27点	25点	20点	18点	15点
第1希望	A 保育施設	A 保育施設	A 保育施設	A 保育施設	A 保育施設
第2希望	B 保育施設	記載なし	B 保育施設	B 保育施設	B 保育施設
第3希望	C 保育施設	記載なし	C 保育施設	記載なし	C 保育施設
第4希望	D 保育施設	記載なし	D 保育施設	記載なし	E 保育施設
第5希望	E 保育施設	記載なし	E 保育施設	記載なし	記載なし
利用申込書の【上記希望施設に空きがない場合の別施設案内の希望欄】	希望する	希望しない	希望する	希望しない	希望しない

※申請児童全員同じクラス年齢とする

各保育施設の空き状況と申請書に基づきご案内の順は次のとおりとなります。

	田中さん	佐藤さん	鈴木さん	高橋さん	山本さん
A 保育施設	1 番	2 番	3 番	4 番	5 番
B 保育施設 (Aに空きが無い場合)	1 番	5 番	2 番	3 番	4 番
C 保育施設 (A・Bに空きが無い場合)	1 番	4 番	2 番	5 番	3 番
D 保育施設 (A・B・Cに空きが無い場合)	1 番	3 番	2 番	4 番	5 番
E 保育施設 (A・B・C・Dに空きが無い場合)	1 番	4 番	2 番	5 番	3 番

《解説》B 保育施設のご案内では、佐藤さんはA 保育施設希望しか希望しておらず、【希望しない】にチェックが入っていたため、優先度が高いですがご案内は鈴木さん、高橋さん、山本さんの後になります。

Ⅲ 保育施設入所内定後について

1 利用者負担額（保育料）の決定

利用者負担額は、児童を保育施設で保育するために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて決定することになっています。

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳児～5歳児クラスの利用者負担額は無償化（無料）となりました。

※食材費（主食費・副食費）、行事費など一部の費用はこれまでと同様、保護者が負担することになります。

※3歳未満児（0～2歳児）クラスは、無償化後も市が定めた利用者負担額をご負担いただきます。

税額年度の変更による利用者負担額の更新について

利用年度	R4年度	R5年度		R6年度
利用月	9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
算定対象 課税年度	R4年度 市民税所得割課税額で算定		R5年度 市民税所得割課税額で算定	

※利用者負担額は対象年の市民税所得割課税額に基づき算定を行っているため、内容に変更や誤りがあった場合は、利用者負担額を変更し、差額分について請求や返金となることがあります。

※再婚、離婚等により利用者負担額の算定対象者が変わる場合は、事実の生じた翌月から利用者負担額が変更になる場合がありますので、該当する場合は、すみやかに子育て元気課まで届け出てください。

※祖父母等が入所児童と同居している場合は、祖父母等の市民税所得割課税額により利用者負担額が決まることがあります。

令和5年度利用者負担額（0～2歳児） （単位：円）

階層区分		定 義	標準時間	短時間
A		生活保護世帯	0	0
B		市民税非課税世帯	0	0
C		均等割額のみ	15,000	14,700
D1	市民税所得割課税世帯	48,600 円未満	18,000	17,700
D2		48,600 円以上 72,800 円未満	23,000	22,600
D3		72,800 円以上 97,000 円未満	28,000	27,500
D4		97,000 円以上 133,000 円未満	38,000	37,400
D5		133,000 円以上 169,000 円未満	42,000	41,300
D6		169,000 円以上 301,000 円未満	55,000	54,000
D7		301,000 円以上 397,000 円未満	66,000	64,900
D8		397,000 円以上	78,000	76,700

※この利用者負担額は、保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育室、小規模保育施設に通う利用者が対象となります。

※利用者負担額の年齢による区分は、クラス年齢を基準（P2 参照）として決定します。

※この市民税の額を計算する場合には、税額控除（調整控除は除く）は適用しません。

※0歳から小学校就学前までの間に通園している兄弟姉妹がいる場合、小学校就学前の範囲で、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。 <多子軽減>

※国の利用者負担額軽減措置により、世帯の市民税所得割額が57,700円未満である場合、上記の小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、最年長の児童から順に2人目を半額、3人目以降は無料となります。 <多子軽減の特例>

※ひとり親世帯、在宅の障害児（者）のいる世帯は、下表のとおりとなります。また、国の利用者負担額軽減措置により、世帯の市民税所得割額が、77,100円以下である場合、2人目以降の利用者負担額は、無料となります。

(単位：円)

階層区分			標準時間	短時間
B		市民税非課税世帯	0	0
C		均等割額のみ	6,000	6,000
D1	市民税所得割 課税世帯	48,600 円未満	6,000	6,000
D2		48,600 円以上 72,800 円未満	6,000	6,000
D3 階層 うち、77,100 円以下である世帯			6,000	6,000

※この市民税の額を計算する場合には、税額控除（調整控除は除く）は適用しません。

みなし寡婦（夫）について

未婚のひとり親世帯に対して、寡婦（夫）控除があるものとみなして市民税額を算定し、利用者負担額を決定する制度があります。

制度の適用にあたっては、申請が必要で、利用者負担額の減額となる場合は申請月の翌月からの適用となりますので、当該制度に該当すると思われる方は、早めに子育て元気課へお申し出ください。

2 副食費（おかず代）について（3歳児～5歳児）

3歳児クラス以降の利用者負担額については無償となりますが、副食費が保護者の負担となります。制度改正により、従来決定していた利用者負担額よりも無償化後の給食費の負担額の方が大きくなってしまいう世帯については、公費負担で副食費相当額を免除する減免制度があります。（この算定には市民税所得割課税額を使用いたします。）

また、副食費免除に該当しない場合、市では子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、副食費の一部を補助する助成制度（相生市独自事業）があります。

なお、主食費・副食費のお支払方法については、直接施設へお問い合わせください。

減免区分	対象者	手続き	減免額	本人負担額
免除	年収 360 万円未満相当世帯の子ども 小学校就学前の範囲で第 3 子以降の子ども	必要なし	全額免除	負担なし
補助	上記、対象者以外の方	該当者に申請書を郵送いたします。	2,000 円	2,500 円（市内保育施設）※市外の場合異なります。

3 利用者負担額（保育料）の納付方法

保育所の利用者負担額は、相生市指定（収納代理）金融機関において、下記のいずれかの方法でお支払ください。認定こども園、家庭的保育室、小規模保育施設の利用者負担額は、施設にお支払ください。納付方法は直接施設へお問合せください。

① 口座振替による納入・・・相生市指定（収納代理）金融機関のみの取り扱い

入所及び利用者負担額が決定した場合、「相生市保育所保育料預金口座振替依頼書」を郵送しますので、必要事項を記入し、お届け印を押印のうえ、下記相生市指定金融機関窓口にて手続きをお願いします。金融機関で口座の確認を受けた後、子育て元気課へ片面（市福祉事務所提出分）を提出してください。（ただし、利用者負担額が無料の場合は送付しません。）振替の手続きには1～2ヶ月かかりますので、その間は納付書でのお支払いとなります。口座振替が開始になりましたら、当月分が月末（休業日の場合は翌営業日）に指定の口座から引き落とされます。ただし、12月のみ25日（休業日の場合は翌営業日）に引き落とされます。また、口座の変更及び解約をされる場合は、子育て元気課までご連絡ください。

相生市指定（収納代理）金融機関（R4. 9. 1 現在の状況）

みなと銀行本支店 播州信用金庫相生支店 姫路信用金庫本支店 兵庫信用金庫本支店
西兵庫信用金庫本支店 兵庫西農業協同組合本支店 相生市農業協同組合本支店
近畿労働金庫相生支店 ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行に関しては、自動振込申込書に記入していただき、直接ゆうちょ銀行へ提出をお願いします。

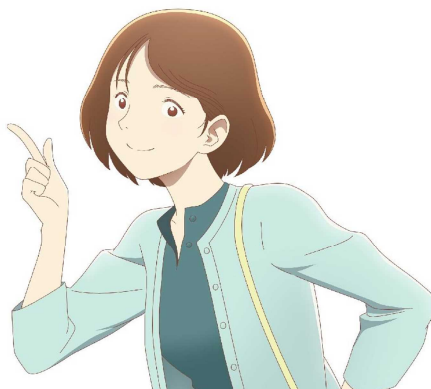
② 納付書による振込

市役所から送付する納付書で、指定納期までに市役所又は上記金融機関窓口から納入してください。

便利な口座振替での納付をお勧めします！！

＜注 意＞

- ・何らかの理由で利用者負担額を納付できない場合は、必ず子育て元気課にご相談ください。
- ・何の連絡もなく利用者負担額の納入が滞った場合、地方税法により滞納処分等を行う場合があります。



4 保育時間と延長保育

保護者の状況により「保育標準時間」（1日最長11時間保育）または「保育短時間」（1日最長8時間保育）の範囲内で保育時間を調整します。保育時間を超えて延長保育の利用を希望する場合、事前に利用施設に申請し、施設長の承認を受けることが必要です。

保育標準時間	就学・介護・看護・就労（月120時間以上）、妊娠・出産、 疾病・障害、災害復旧、虐待・DV等
保育短時間	就学・介護・看護・就労（月60時間以上120時間未満）、 求職活動、育児休業による継続利用（すでに入所中の児童のみ）

※いずれの認定区分の場合も、最長の保育時間で保育するとは限りませんのでご注意ください。実際の保育時間は、保護者の就労状況により認定します。また、就労時間・通勤時間・送り迎え等の都合で変更が可能です。

※保育施設は就労等の理由で「保育を必要とする時間」のみ、児童を保護者に代わって保育する施設です。買い物やリフレッシュ等、保護者の私的な用事で保育することはできませんので、あらかじめご了承ください。

※就労実績等により認定しますので、申請書と異なり短時間での認定となる場合があります。

※保育短時間・保育標準時間を超えて保育する必要がある場合は「延長保育」を利用していただきます。延長保育をご利用の方は、各保育施設で別途手続きをしてください。

※利用手続きをしていない場合でも、延長保育を利用した時は延長保育料を負担していただきます。

例）開所時間が7時～19時の施設の場合

●保育標準時間における延長保育

7:00	～	18:00	18:00	～	19:00
保育標準時間（11時間）			延長保育 A		

●保育短時間における延長保育

7 : 00 ~ 8 : 30	8 : 30 ~ 16 : 30	16 : 30 ~ 18 : 00	18 : 00 ~ 19 : 00
延長保育 B	保育短時間（8時間）	延長保育 B	延長保育 A

※延長保育 A、Bともに別途延長保育料が発生します。延長保育料（月額）は Aは最大3,000円、Bは標準時間と短時間の差額分（最大1,300円）です。

※3歳児～5歳児の方の Bは各保育施設によって異なりますので直接保育施設へお問い合わせください。

※私立保育施設は直接保育施設へお問い合わせください。

5 ならし保育

保育施設での集団保育は、家庭とは環境が大きく変わることから、入所当初の長時間保育は子どもにとって心身ともに大きな負担になります。そのため保育施設では、入所後、概ね1週間程度は保育時間を通常よりも短くする「ならし保育」を行い、徐々に保育環境への適応を図ります。詳しくは直接保育施設へお問い合わせください。

6 保育施設の入退所日

4月一斉入所	入所式については後日保育施設よりご案内します。 ※通常保育は翌日からになります。
年度途中入所	入所希望月の1日から ※原則1日付けの入所となります。 ※利用者負担額の日割り計算はできません。
退所日	各月末となります。

7 休所（園）日

公立保育所	①日曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③年末・年始（12月29日～1月3日） ④その他市長が特に必要と認めた日（警報発令時など）
私立保育所（園）、私立 認定こども園、家庭的保 育室、小規模保育施設	上記に準じて各保育施設で定めています。

Ⅳ その他の保育サービスについて

一時預かり

一時預かり制度とは、保護者の傷病・短時間勤務・冠婚葬祭等のために一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の負担軽減のための支援が必要となる場合に、児童を市内の保育施設で一時的にお預かりする制度です。

●申込み方法●

保育施設へ空き状況をご確認のうえ、直接各保育施設にお申込みください。

公立保育所における利用料は 4 時間未満 1,400 円、8 時間未満 2,800 円（私立保育施設は各保育施設にお問い合わせください）

初めてご利用になる場合、事前に面接が必要となります。また、保育施設の受入状況等の理由によりお預かりできないことがあります。

実施施設（令和4年9月1日現在）

保育施設名	所在地	電話番号
相生保育所	汐見台2番地2	22-7135
平芝保育所	那波野一丁目6番13号	22-7137
矢野川保育所	汐見台2番地2	25-7122
八幡保育所	那波本町17番30号	22-1525
保育園 ゆりかごの家	大島町12番8号	22-0333
認定こども園 どんぐりの家	双葉一丁目4番3号	22-0708
家庭的保育室 めばえ	赤坂二丁目19番14号	23-7441

※相生保育所・矢野川保育所は
R3.4.1 から R8.3.31 まで仮設
園舎へ移転しています。

※対象年齢等は保育施設によって異なります。

病児・病後児保育

病気やけがにより保育所などの集団保育に参加できない児童（生後3ヶ月～小学校6年生）を保護者に代わって施設で預かります。利用方法など詳細は、施設へ直接お問い合わせください。

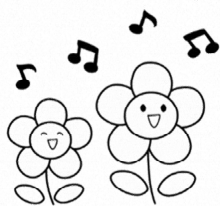
実施施設（令和4年9月1日現在）

施設名	所在地	電話
保育園 ゆりかごの家	大島町12番8号	22-0333

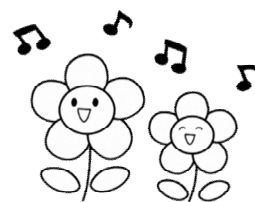


V 市内各保育施設の情報について

社会福祉法人 相生市社会福祉事業団



相生市立 相生保育所
相生市立 平芝保育所
相生市立 矢野川保育所



公設民営の保育所として、平成元年度より保育を行っています。3保育所とも四季折々の草花や小動物を身近に感じられる豊かな自然に囲まれ、『育てよう！未来にはばたく子どもたち』のスローガンに沿った保育に適した環境です。0歳児から5歳児までの子どもたちが散歩や行事を通して地域の方との触れ合いを大切にしています。

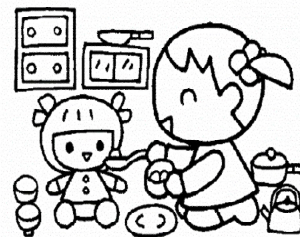
相生保育所

所在地 …… 汐見台2-2
設置主体 …… 相生市（運営は相生市社会福祉事業団）
入所定員 …… 70名
対象年齢 …… 0歳児（概ね6ヶ月）から就学前まで
職員の状況 …… 所長・保育士・栄養士・調理員・支援員
TEL…22-7135 FAX…25-5903



平芝保育所

所在地 …… 那波野1丁目6番13号
設置主体 …… 相生市（運営は相生市社会福祉事業団）
入所定員 …… 70名
対象年齢 …… 0歳児（概ね6ヶ月）から就学前まで
職員の状況 …… 所長・副主任保育士・保育士・栄養士・調理員・支援員
TEL…22-7137 FAX…22-7161



矢野川保育所

所在地 …… 汐見台2-2
設置主体 …… 相生市（運営は相生市社会福祉事業団）
入所定員 …… 55名
対象年齢 …… 0歳児（概ね6ヶ月）から就学前まで
職員の状況 …… 所長・副主任保育士・保育士・栄養士・調理員・支援員
TEL…25-7122 FAX…25-7221

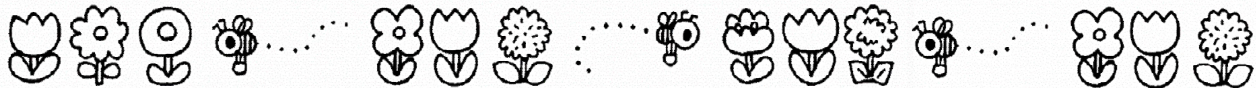


保育目標

- ・たくましい子
- ・思いやりのある子
- ・意欲的にあそぶ子

保育方針

- ・豊かで健全な心と体の基礎を培います。
- ・愛情をもってかかわり、健やかで安心できる環境作りに努めます。
- ・子育て支援の拠点としての役割を果たしながら、ともに子どもの成長を喜び見守ります。



年間行事予定

- 4月 入所式
- 5月 参観日
- 7月 セタ会
- 8月 水あそび
- 10月 運動会
- 11月 お店屋さんごっこ
- 12月 クリスマス会
- 1月 たこあげ
- 2月 発表会
- 3月 ひなまつり会
修了式

《 年 》 2回 内科検診

1回 歯科検診

《毎月》園外保育（お楽しみ会）

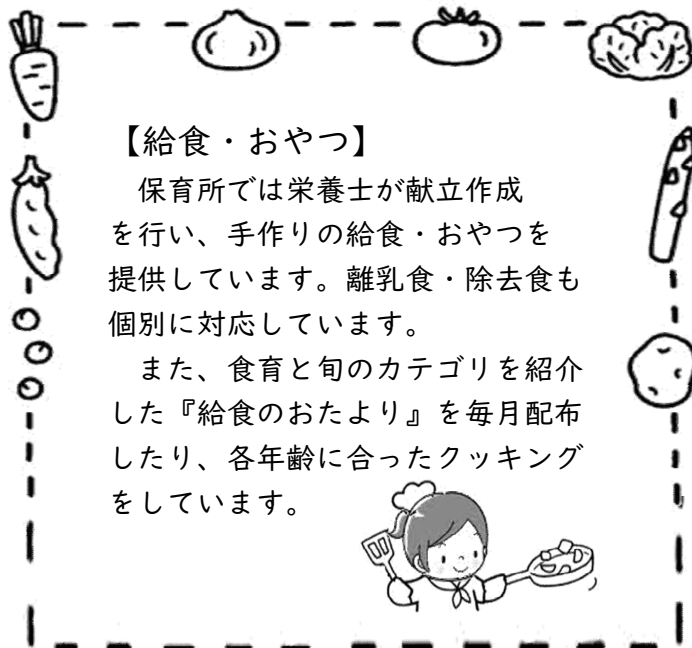
体操教室 誕生会

発育測定 避難訓練



◎3保育所交流◎

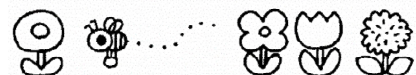
相生・平芝・矢野川保育所は、保育所が違っていても小学校は同じところに行くこともあり、5歳児の交流会を行っています。



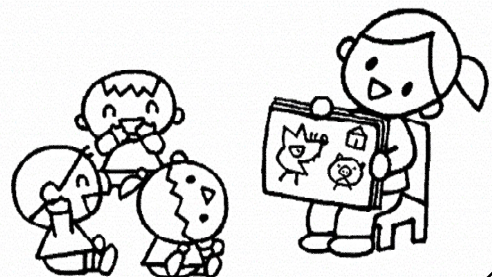
【給食・おやつ】

保育所では栄養士が献立作成を行い、手作りの給食・おやつを提供しています。離乳食・除去食も個別に対応しています。

また、食育と旬のカテゴリを紹介した『給食のおたより』を毎月配布したり、各年齢に合ったクッキングをしています。



詳しくは相生市社会福祉事業団のホームページをご覧ください。
(<http://aioi-fukushi.jp/>)



しゃかいふくしほうじんはちまんほいくしょ
■社会福祉法人八幡保育所■

あゆみ 昭和27年宗教法人八幡保育所を設立する。後、昭和49年社会福祉法人八幡保育所となり、現在にいたる

所在地 〒678-0055 兵庫県相生市那波本町17-30
(TEL) 0791-22-1525 (FAX) 0791-22-1526

設置者 理事長 穂積由子

定員 60名

規模 敷地面積1,022.00㎡ 建築面積317.94㎡
延床面積466.32㎡

構造 鉄骨造2階

職員 施設長、主任保育士、副主任保育士、保育士、栄養士、調理師、事務員

方針

◎健康と安全を第一と考え、保護者が安心して利用できる保育サービスを提供する。

◎誰にでもわけへだてなく接し、常に児童の最善の利益を考えた保育をする。

目標

◎心身ともに健康な子に育てる。 ◎行儀のよい子に育てる。

特色

神社境内に位置し、自然に恵まれ、四季の移り変わりを身近に感じることが出来る環境にあります。「心身ともに健康な子に育てる」という保育目標に沿って、様々な体験活動を展開しています。その一つとして、体を動かすことの楽しさを実感し、基礎体力アップと集中力を養う「体操教室」を実施しています。また自分たちの手で野菜や米を育て、感謝をもっていただくことの大切さを学ぶ「食育」にも力を入れています。

そして就学前の5歳児は、和太鼓の練習を4月から始め、定期的に皆様の前で発表する機会を持っています。気持ちをひとつにし、毎日の積み重ねを怠らず、真剣にまっすぐ取り組む素晴らしさを知ります。やり遂げた後の達成感を味わうことによって、これから出会う様々な問題に打ち勝つ力を育てています。



ホームページはこちら ⇒ <http://www.ans.co.jp/n/hachiman/>

保育園ゆりかごの家



- ※ 乳幼児専門（生後2ヶ月～3歳未満児）の保育園です
- ※ 認定こども園どんぐりの家とは姉妹園です（連携施設）
- ※ 病後児保育もおこなっています

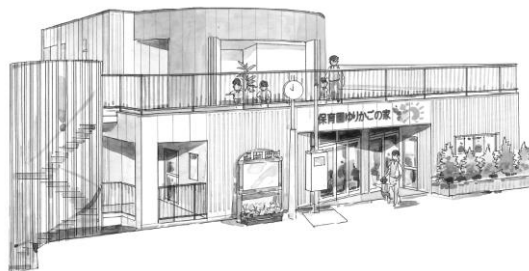
所在地	相生市 大島町 12-8
設置主体	社会福祉法人 後楽園
入所定員	31名（0歳児10名・1歳児10名・2歳児11名）
対象年齢	0歳児（概ね2ヶ月）から3歳未満児まで
職員の状況	園長・主任保育士・保育士・栄養士（調理員兼務）・看護師
保育理念	子どもにとって最大の保育環境は保育士自身である
保育方針	個々の可能性を見出し、良い芽を伸ばします 環境・自然に感動し感性豊かな我慢強い子を育てます 「食べること」を根本に健康な身体作りを目指します
保育内容	乳幼児の集中訓練のための充実した手作り遊具が揃っています 月齢別、発達段階別にコーナーを設け探索活動が思う存分にできるよう 環境（保育室）を整えています 規則正しい生活習慣の中で、担当の保育士が保育を進めています 乳幼児専門施設として経験豊かな保育士を配置しています

※ 詳しくはホームページ（<http://www.yurikago-sun.com/>）をご覧ください！
→ 保育園ゆりかごの家 にて検索してみてください!!

◆ 年間のよてい ◆

4月 入園式 2月 節分・豆まき
5月 懇談会 3月 生活発表会
6月 歯科検診 卒園式
7月 プール開き
10月 うんどうかい
12月 クリスマス会

園舎外観



☀ 見学などお気軽にお問い合わせ下さい!!

電話 22-0333

社会福祉法人後楽園 幼保連携型 認定こども園どんぐりの家



- ※ 園児定員 111名 乳児棟は新園舎です (H31.4 築)
- ※ 生後2ヶ月から就学前の幼保連携型認定こども園です
- ※ 幼保連携型認定こども園として教育面も充実しています !!

所在地	相生市 双葉1丁目4-3
設置主体	社会福祉法人 後楽園
入所定員	101名 (2号・3号認定) 10名 (1号認定) 計111名 (0歳児10名・1歳児10名・2歳児10名・3歳児27名・4歳児27名・5歳児27名)
対象年齢	0歳児 (概ね2ヶ月) から就学前まで
職員の状況	園長・副園長・主幹教諭・保育教諭 (幼稚園教諭・保育士) 児童指導員・管理栄養士・栄養士 (調理員兼務)・事務員
保育理念 保育方針	子どもにとって最大の保育環境は保育士自身である 個々の可能性を見出し、良い芽を伸ばします 環境・自然に感動し感性豊かな我慢強い子を育てます 「食べること」を根本に健康な身体作りを目指します
保育内容	乳幼児の集中訓練のための充実した手作り遊具が揃っています 体力作りにチャレンジしています = 豊かな自然を生かした園外保育 教育面を重視・充実しています = 音楽教室・体操教室・英語教室・剣道教室 幼保連携型認定こども園として経験豊かな保育教諭を配置しています

※ 詳しくはホームページ (<http://donguri.sun.bindcloud.jp/>) をご覧下さい!
→ 認定こども園どんぐりの家 にて検索してみてください!!

★ 年間行事 ★

4月 入園式	9月 防災訓練
5月 懇談会	10月 運動会
6月 歯科検診	11月 お芋ほり
7月 セタ会 プール開き	12月 クリスマス会
8月 ペーロン船乗船 お泊り保育	1月 凧あげ大会
	2月 節分・豆まき
	3月 生活発表会 卒園式

☀️ 乳児棟新園舎 ☀️



☀️ 見学などお気軽にお問い合わせ下さい!!

電話 22-0708

学校法人 淳心学院 認定こども園 テレジア幼稚園

✧ 教育方針

テレジア幼稚園では「自分で遊び、自分で考え、実行しやり遂げる」というマリアモンテッソーリの教育理念を大切にして幼児教育に当たっています。特に幼児教育は、人間の生涯で最も基本的人格形成の大切な時期であります。私たちは子どもたち一人一人の中に本来備わっている「自ら成長していける力」があると信じ、それを援助していくのが教育者の役目であると考えています。

幼児は、身体の発達感覚の訓練を通じて精神的活動が活発となり、知的能力が促進されます。本園ではキリスト教的精神の基にモンテッソーリ教育法で個々の子どもたちの自由を尊重し、社会性を養い、豊かな人間性、自立した子どもたちを育てることを主眼としています。

✧ 特色

園児が初めて入る集団生活の場として家庭的雰囲気にながけ、毎日の保育の中でも一人一人の子どもと関わりながら、子どもの自立を助けることを大切にしています。

満2歳・満3歳、3歳・4歳の異年齢の子どもたちで縦割りクラスを編成しています。モンテッソーリ教具が設定されている保育室では、子どもたちが自分の発達段階にあったものを選択し、心ゆくまで活動します。また、手先の作業ばかりでなく、運動が不足しがちな現代の子どもたちに大きな筋肉を使う体育的な活動も大切にします。

外国人講師による英語教育にも取り組み、元気に体を動かして、楽しく英語に親しんでいます。

対象年齢 満2歳から就学前まで 保育日 月・火・水・木・金・土

給食 管理栄養士による献立作成、園内調理の完全給食（アレルギー対応）

スクールバス 相生市内・たつの方面運行中

✧ モンテッソーリ教育 ✧

～ 集中力と自ら行動する力を高める ～



日常生活練習

手作業活動を通して、社会性の発達と基礎的な知性の発達を同時に行い、心身の調和ある発達を目標としています。



数のしくみを知る

豊富な教具で楽しみながら、数字と量を一致させ、数の概念を知らせます。いろいろな数を扱いながら集中し、未知なるものへ挑戦していきます。



感覚を養う

感覚器官を洗練します。五感を通してより深く環境を知り、観察力・探究心・忍耐力が身につくようになります。



ことばの基本練習

子どもの発達段階に応じて教具を使い「話す」「読む」「書く」の活動を通じて言葉を豊かにします。



文化を知る

身近なものから興味を広げ、創造性と自己表現の発達を通して、歴史地理・生物など様々な文化を学び、平和を愛する人を育てます。

モンテッソーリ教育とは

どの子にも備わっている育つ力を支え、子どもの心に寄り添う教育です。

✧ 一年間の主な行事 ✧

1学期 入園式 個人懇談 夏祭り デイキャンプ（5歳児）

2学期 遠足 運動会 七五三 クリスマス会

3学期 生活発表会 卒園式

☆ 毎月、お誕生日会を開催しております。

お問合せ先

入園受付は直接テレジア幼稚園まで
お願い致します！

〒678-0008 兵庫県相生市栄町17-7

TEL: 0791-23-5141

<http://youchien-net.jp/>

※ようちえんねっとから西播ブロック⇨相生市



相生市認可 家庭的保育室 めばえ

家庭的なあたたかい雰囲気の中で、一人ひとりの個性を大切に、その子どもに応じた柔軟できめ細やかな保育をこころがけています。

お天気の良い日は、できるだけ戸外に出て、体を動かし、四季折々の自然に触れながら、遊びを楽しみます。

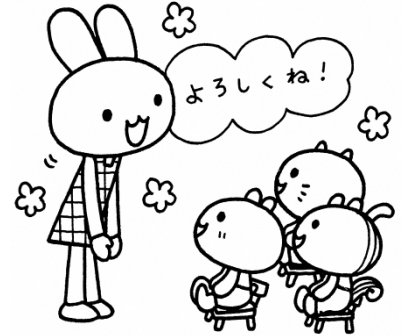
○所在地・・・赤坂2丁目19-14

○設置者・・・上松 厚子

○入所定員・・・5名

○対象年齢・・・5ヶ月～2歳児まで

○職員の状況・保育士・保育補助者・調理員



【 保育目標 】

- ・自分のことを大切にできる子ども
- ・人や物に思いやりの優しい気持ちを持てる子ども
- ・よく食べ よく遊び よく眠る 元気な子ども

【 保育方針 】

- ・一人ひとりを尊重して、自我を育て、生きる力を養います
- ・たくさんの人との関わり合いや四季折々の行事を大切に、豊かな情緒を育てます
- ・保護者の方と話し合いながら、ともに考え、ともに子どもの成長を見つめます

主な年間行事

4月 遠足 5月 内科検診 6月 虫歯予防デー 7月 プール開き 野菜植え 8月 野菜収穫
10月 遠足 内科検診 11月 もみじ狩り 12月 クリスマス会 2月 節分豆まき 3月 おひなまつり お別れ遠足

毎 月 ・誕生会 ・避難訓練 ・身体測定 ・クッキング

☆給食・おやつ☆

衛生、安全管理の徹底や、栄養管理の充実に努め、地産地消の献立や旬の献立を心がけ、安全でおいしい給食を提供します。



《お問い合わせ》

家庭的保育室 めばえ

電話23-7441

☎ ブログ

http://blog.livedoor.jp/aioi_mebae/





相生市認可 小規模保育施設



キッズサポートひかりが丘保育園



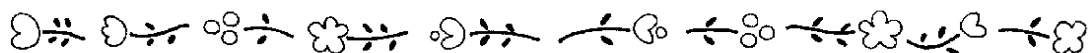
家庭的な雰囲気の中で、すべての子どもに寄り添い、
発達に応じて、きめ細かい保育を心がけています。



園庭には季節の花が咲き、登園時には可愛いアンパンマン遊具が子どもたちを
迎えてくれます。当園は相生駅から北西に位置し、園庭からは新幹線を見ること
もできます。近くには横尾池公園があり、お散歩日和に園外へ出かけると、身近
な自然を体感できる環境にあります。



- 所在地 相生市ひかりが丘20-1
- 代表者 園長 中野 美里
- 定員 12名
- 対象年齢 1・2歳児
- 職員の状況 園長・保育士・調理員



保育の目標

- 自分でしようとする子ども
- 思いやりのある子ども
- たっぷり遊んで おいしく食べて
ぐっすり眠ろう



保育の方針

- すべての子どもに分け隔てなく関わり、
豊かな感性を育てます。
- 一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を
養います。
- 保護者との連携を図り、より良い保育のため
の環境・支援に努めます。



主な年間の予定

- | | |
|------------|-----------|
| 4月・入園式 | 12月・クリスマス |
| 7月・プール開き | 1月・お正月あそび |
| ・七夕まつり | 2月・豆まき |
| 8月・野菜収穫 | 3月・ひな祭り |
| 10月・運動会ごっこ | ・お話ごっこ |
| ・いも掘り | ・お別れ遠足 |
| 11月・園外保育 | ・卒園式 |

保育の内容

- 基本的な生活習慣を身につける。
- いろいろな遊びを通して模倣や探索をし
言葉のやりとりや表現を楽しむ

季節に応じた活動

歌・絵本の読み聞かせ・リズム遊び・絵画制作

※給食は栄養士の献立作成をもとに、
安全な食材で心を込めて調理します。

★毎月…誕生会 身体測定 避難訓練 絵本貸し出し
★その他…内科検診（5月10月） 保育参加（保護者参加型）

見学・お問合せ

☎ 0791-23-1165



Ⅵ よくある質問について Q&A

Q1. 市内の保育施設の利用申込みを行いたいのですが。(P5参照)

A1. 令和5年度の市内保育施設の利用申込みは、一次申込みの期間(令和4年11月4日(金)～令和4年11月25日(金))については、第1希望の各保育施設で直接受付を行います。

令和4年11月28日(月)以降の申込みにつきましては、子育て元気課で受付を行います。

Q2. 相生市に住所があり市外の保育所・認定こども園(保育所部分)を申込みしたいのですが。(P5参照)

A2. 締切日が希望施設所在地の市区町村により異なります。いつまでに手続きをする必要があるか、また、市外の受入をしているか確認してください。その上で相生市子育て元気課で申込み手続きをしてください。相生市と他の市区町村では必要書類や就労状況等の判断基準が若干異なる場合がありますので、ご了承ください。なお、多くの市区町村では地元市民優先としているため、市外からの受入は定員に空きがある場合となります。

Q3. 市外に住所がありますが、相生市の保育施設へ申込みはできますか。

A3. 市外からの申込みについては、申込み時に住民票のある市区町村への申込みとなります。そのためお住まいの市区町村の保育担当課に市外への申込みが可能かご確認ください。申込みについては、相生市の受付期限に合わせてお住まいの市区町村で行ってください。(お住まいの市区町村から相生市へ申込書が送付されますので、受付期間に余裕をもって提出してください。)その際の必要書類は市区町村によって変わりますので、お住まいの市区町村にご確認ください。なお、相生市に転入された際は、再度、相生市の窓口にて申込み手続きが必要です。

Q4. 保育施設の入所は先着順で決まりますか?申込みをすれば必ず入所できますか。(P7～8参照)

A4. 先着順ではありません。申込みの順番や利用待ちの実績により優先度が高くなることはありません。申込み人数が定員を超えた場合は、提出された書類により、保護者(父母)の保育を必要とする理由や世帯状況を点数化し、申込み世帯の優先度順に利用調整(選考)します。ご希望通りに入所できない場合もあります。

※特に0～2歳児クラスに関しては待機児童となるケースが多いため、希望する保育施設の選択肢を広げることをお勧めしています。

Q5. 希望園を一保育施設に絞ったほうが優先されますか。(P7～8参照)

A5. 選考基準として保護者の保育を必要とする理由に利用調整基準表に基づきポイントづけを行い優先度の高い保護者から希望園への案内となります。保育施設を一園のみに絞ることで優先度が高くなることはありません。

(例)

Aさん1歳児(優先度1番)第1希望 八幡保育所、 第2希望 平芝保育所 . . .

Bさん1歳児(優先度2番)第1希望 平芝保育所、 第2希望 どんぐりの家 . . .

Cさん1歳児(優先度3番)第1希望 平芝保育所、 第2希望 記載なし

●空きが平芝保育所に1名しかない場合、第1希望としているBさんではなく、優先度の高いAさんを案内します。第1希望～第5希望までに内定が出なかった方で、その他の園も希望すると申請されている方に関しては、その他希望園の順番により案内します。

Q6. 月の途中から保育施設入所はできますか。(P13参照)

A6. できません。相生市では毎月1日に入所となります。

Q7. 出産をしますが、上の子を預けることはできますか(1号認定を除く)

A7. 妊娠・出産を事由に申し込む場合、出産予定日の8週前の月初日から出産日の8週後の月末日まで利用申込みができます。期間が終了すると退所となります。再度、利用を希望される場合は、就労証明書など保育を必要とする理由の証明書類を添付の上、利用申込みが再度必要です。

Q8. これから出産しますが、出産後保育施設を利用したいので、利用の申込みはできますか。

A8. 保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、お子さまが生まれて、出生届を提出後申込みしてください。

ただし、受入れは入所決定月初日（１日）の月齢でおおむね６ヶ月（一部園ではおおむね２ヶ月）からとなるため、利用調整もその受入可能月からとなります。

Q9. 就労証明書に記入漏れがありました。自分で追加記入してもいいですか。

A9. 就労証明書、診断書等は証明者が事実に基づき記入するものであり保護者が追記することは不正な証明にあたりますので絶対に行わないで下さい。保護者自身で記入したことが発覚した場合その証明は無効となり申込みが出来なくなる場合があります。

Q10. 申込み後、結果はいつ分かりますか。（P6参照）

A10. 一斉申込みをした方については、１月～２月頃に封書で内定通知をお送りし、内定しなかった場合はご家庭へ電話等により連絡いたします。なお、随時申込みをした方については、申込み締切日後２２日以降に電話連絡を行います。

Q11. 育児休業中ですが、４月に利用するにはいつまでに復職する必要がありますか（１号認定を除く）

Q11. 利用月の末日までに復職が必要です。よって４月利用については４月３０日までに復職する必要があります。ただし、４月３０日までに復帰ができない特別な理由がある場合は復帰できない証明書の提出が必要となります。

Q12. 育児休業中に保育を利用していましたが、仕事復帰の際に手続きは必要ですか。

A12. 育児休業中の保育の利用は短時間での認定をしていますので、標準時間での利用が必要な場合は変更の手続きが必要です。また仕事復帰する月の前月の２５日までには変更届の提出と、育児休業復帰した日以降に１ヶ月の実績の記入が可能な時期に提出が必要です。

Q13. 保育標準時間と保育短時間の違いは何ですか。（P12参照）

A13. 保護者の保育を必要とする事由によって、保育時間（利用可能な時間）が異なります。保育標準時間が１１時間、保育短時間が８時間となります。利用者負担額（保育料）についても、保育短時間は減額されています。

Q14. きょうだい同時の申込みですが別々の施設になることもありますか。

A14. 施設では年齢によって利用枠数や申込み者数が異なり、利用選考基準に基づく優先度の高い児童から利用決定となるため、きょうだいでも別々の施設になることもあります。

Q15. ４月１日利用希望の場合には、いつの就労実績が基準ですか（１号認定を除く）

A15. 申込み時に提出された証明書の直近３ヶ月の就労実績が基準となります。
（例）令和５年４月利用申込みについて、新規申込みの場合は申込みの受付期日が令和４年１１月中となるため勤務先が証明できる直近の実績３ヶ月分（令和４年８月分～１０月分または令和４年７月分～９月分）となります。

Q16. 年度途中からの利用を希望しています。８月から仕事が決まっており、８月からの利用を希望ですが、就労での利用申込みはできますか（１号認定を除く）

A16. ８月からの利用希望については申込み受付期間（入所希望月の前月１０日 ※５月１日～７月１０日）までに申込みを行ってください。就労証明書等は採用予定でも受付けていますので就労での申込みも可能です。

Q17. 育児休業中ですが、年度途中の職場復帰日が確定しています。一斉入所と同じ時期での申込みになりますか。

A17. 入所希望月が４月～６月の場合は一斉入所と同じ時期での申込みが可能です。入所月は育児休業等から復帰される日の属する月の初日からです。７月～３月の場合は入所希望月の前月１０日までに申込みを行ってください。

Q18. きょうだいで申込みの場合、各種証明書はきょうだい全員分必要ですか。

A18. 原本は１枚で結構ですが、人数分のコピーをご用意ください。

Q19. 内定を取り下げた場合、今後の調整で減点になりますか。

A19. 内定を取り下げたからといって減点はされません。ただし、毎月調整できる人数には変動があるので翌月にま

た内定がでるとは限りません。また、毎月新しい方が申込みを行うため、その方々の優先度が高ければ結果的に利用待ちの順番が下がることもあります。

Q20. 利用保留だった場合、新たに申込みは必要ですか。

A20. 令和4年度の利用申込みは令和5年3月末まで有効なため、令和4年度分としての再提出の必要はありません（妊娠・出産申込を除く）。令和4年度で保育施設利用者または待機の方であっても令和5年度の利用申込みは必ず必要となりますので、各申込み期限までに忘れずに行ってください。

Q21. 新たに祖父母と同居することになった場合、何か手続きが必要ですか。

A21. 祖父母と同居されることになった場合は、世帯の状況に応じて必要な手続きをご案内します。祖父母との同居以外にも世帯状況の変更や、保育を必要とする理由に変更があった場合もご連絡ください。

Q22. 認可外保育施設や一時預かりの申込みも子育て元気課で行っていますか。

A22. 申込みは各施設で行っています。空き情報なども直接施設にご連絡ください。

Q23. 利用者負担額（保育料）はどのように算定されますか。（P9～10参照）

A23. 利用者負担額（保育料）は児童の年齢（4月1日時点）と認定区分により異なります。利用者負担額（保育料）の算定については保育施設等を利用する児童の父母の市町村民税所得割課税額の合算額によって決定します。4月から8月分までは「前年度の市町村民税所得割課税額」、9月から翌年3月分までは「今年度の市町村民税所得割課税額」で算定されます。

Q24. 年度途中で3歳になったら、利用者負担額（保育料）は変更になりますか。（P9～10参照）

A24. 利用者負担額は4月1日時点の年齢を基準とするため、年度途中での変更はありません。

Q25. 再婚・離婚しました。何か手続きが必要でしょうか。

A25. 再婚の場合は、再婚した相手の方の保育ができない証明書と、場合によっては申込書の保護者名を書き換えていただくことが必要です。（事実婚を含みます）

離婚の場合も、場合によっては申込書の保護者名を書き換えていただくことが必要です。また、どちらの場合も利用者負担額（保育料）が変更となる場合があります。必要な手続きをご案内しますので、子育て元気課まで必ず申し出てください。（利用者負担額は再婚・離婚の変更手続きをした翌月から変更になります。）

Q26. 欠席をした場合も利用者負担額（保育料）はかかりますか。

A26. 通所の有無にかかわらず利用者負担額（保育料）は全額納付していただきます。

Q27. 利用者負担額（保育料）の引落しはいつですか。（P11参照）

A27. 毎月月末です。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）当月分の利用者負担額（保育料）が引落としとなります。ただし、認定こども園、家庭的保育室、小規模保育施設の利用者負担額は直接保育施設へのお支払いとなりますので各保育施設にお問い合わせください。

Q28. 公立と私立で利用者負担額（保育料）は違いますか。

A28. 公立と私立で利用者負担額（保育料）の違いはありません。ただし、入園時や毎月が発生する諸費用など各施設によって差がありますので事前に保育施設へご確認ください。

Q29. 父が単身赴任をしている場合も、市町村民税所得割課税額は合算されますか。（P9参照）

A29. 合算されます。前年に海外赴任をされていたなどで、市町村民税が課税されていなかった場合には、収入から見込みで算出した市町村民税所得割課税額で利用者負担額を算定します。

Q30. きょうだいで保育施設を利用すると、利用者負担額（保育料）は安くなりますか。（P10参照）

A30. 0歳から小学校就学前までの間に通園しているきょうだいがいる場合、小学校就学前の範囲で最年長児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。また、世帯の市民税所得割額が57,700円未満である場合多子軽減の特例がある場合があります。

Q31. 転園はできますか。

A31. 転園の申込みが必要です。新規申込み児童と同等の選考になりますので、現園に属したままでの申込みはでき

ません。一旦退所してからの申込みとなり、転園先を利用できない場合は待機となります。利用調整を行った結果、希望保育施設に空きがない場合も在園保育施設に戻ることができませんのでご注意ください。

Q32. 長期間お休みしたいのですが。

A32. 正当な理由がなく1ヶ月を超えて休んだ場合は退所となります。また、月のほとんどを休んだ場合であっても利用者負担額（保育料）は全額納付していただきます。※ご事情により返還の場合がございますので、ご相談ください。

Q33. 仕事を辞めました。保育施設は退所しなければなりませんか。

A33. 仕事を辞めて、他に入所にあたる事由がなくなった場合は、退所となります。ただし、仕事を辞めても新しい仕事を探される場合は、退所した日から90日間、同一年度内に一度のみ求職活動で継続して入所が可能です。90日以内に新しい仕事に就いて就労証明書と変更届を提出してください。提出が確認できない場合、90日を過ぎた月の末日で退所となります。

Q34. 転職しました。何か手続きは必要ですか。

A34. 転職された場合、転職先の就労証明書を子育て元気課まで提出していただく必要があります。利用されている保育施設を経由しての提出も可能です。

Q35. 就労で入所していましたが、妊娠しました。何か手続きは必要ですか。

A35. 妊娠により退職された場合は、妊娠・出産の事由による入所になります。保育時間が変更になる場合もあります。出産後育児休業を取得される場合も手続きがありますので子育て元気課まで申し出てください。

Q36. 保育施設を退所したいのですが。

A36. 子育て元気課へ「退所届」を提出してください。「退所届」は子育て元気課にご用意しています。退所後、再度保育施設の利用を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

Q37. 現在、上の子が保育施設利用中です。下の子の育児休業を取得した場合、上の子は保育施設を退所しないといけませんか。

A37. 利用期間について原則として、育児休業取得対象の子ども（以下「下の子」）が、満1歳に達する日の月末までを最長として現在利用中の子ども（以下「上の子」）は継続利用することができます。保育期間は会社の認める育児休業期間で決定するため、育児休業を延長した場合は再度就労証明書の提出をお願いします（ただし、最長1年まで）。

※次の場合は取り扱いが異なります。

下の子の満1歳の誕生日までに、下の子の保育利用が決まらなかったためやむを得ず下の子に係る育児休業を延長した場合は、延長後の就労証明書を提出した上で継続利用することができます。ただし、下の子の利用申込みの遅れ等により利用が決まらなかった場合は対象外となります。

Q38. 自営業の場合に提出する「自営及び収入を証明する書類」とはどのような書類ですか。

A38. ①「自営を証明する書類」として「営業許可証」、「開業届」、「法人の登記簿謄本」、「仕事の受注を証明する書類」等の写し、②「収入を証明する書類」として前年分の「確定申告書」、「源泉徴収票」等を提出してください。



教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書
(施設型給付費・地域型保育給付費等)

申請日をご記入ください

(あて先)相生市長

必ずどこか一つにチェックしてください。

年 月 日

☒新規入所申込 ☐継続入所申込 ☐転園希望

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請し、かつ保育施設の利用を申し込みます。

申請児童	氏 名	生年月日 ※年齢はR5.4.1現在	性 別	保護者 との続柄	支給認定証番号*	
	(ふりがな) あいおい はなこ 相生 花子	R 2 年 4 月 1 日生 (3 歳 0 ヶ月)	男・ ☒ 女	子	個人番号	
保護者	相生 太郎	H 2 年 2 月 3 日生	電話番号(自宅)		0791-22-7175	
	(住所) 相生市旭一丁目6番28号		父携帯		012-3456-7890	
幼稚園への入園申込		あり ・ ☒ なし	母携帯		098-7654-3210	
保育の利用を必要とする理由 (該当するものにチェック)	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 ()				(備考)
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 ()				(備考)
希望する利用時間	利用曜日		利用時間			
	月 曜日から 金 曜日まで		8 時 30 分から 16 時 00 分まで			
	保育短時間利用(8時間)を希望しますか? ☒ はい ・ いいえ					
ひとり親世帯等の適用の有無	☒ 無 ・ 有 (☐ ひとり親世帯等 ☐ 在宅障害児(者)のいる世帯)					
生活保護の適用の有無	☒ 無 ・ 有 (年 月 日保護開始)					
区分	氏名	生年月日 個人番号	性別	児童との続柄	勤務先名又は 学校名等	勤務先の 連絡先
児童の世帯員	相生 太郎	H 2 年 2 月 3 日生	☒ 男・女	父	(株) 相生	22-0000
	相生 相子	H 2 年 2 月 3 日生	男・ ☒ 女	母	(株) 矢野川	22-1234
	相生 相太	H 2 9 年 2 月 5 日生	☒ 男・女	兄	A 保育施設	
	相生 相美	S 3 3 年 3 月 3 日生	男・ ☒ 女	祖父	(株) 佐方	22-4321
		年 月 日生				
世帯が別であっても住所が同じである家族すべてご記入ください。						
利用を希望する期間		R 5 年 4 月 1 日から R 6 年 3 月 31 日まで				
利用を希望する施設(事業者)名 ※新規入所又は転園希望の場合は必ず第5希望まで記入してください。	施設(事業者)名・希望理由					
	第1希望	A 保育施設		(希望理由)	希望している理由を記入	
	第2希望	B 保育施設		(希望理由)	希望している理由を記入	
	第3希望	C 保育施設		(希望理由)	希望している理由を記入	
	第4希望	D 保育施設		(希望理由)	希望している理由を記入	
	第5希望	E 保育施設		(希望理由)	希望している理由を記入	
上記希望施設に空きが無い場合の別施設案内の希望		☒ 希望する ☐ 希望しない				

必ずどちらか一つにチェックしてください。

(必ず裏面も記入してください)

保育所への入所をご希望のお子さんの健康状況等について記入して下さい。

健康 状 況	◎ お子さんの健康状態 (良好・普通・弱い)		
	◎ 現在、病院に通院中ですか。(通院していない・通院している) → 通院している場合 (病名 病院名)		
	◎ 障がい、病気 → ある場合 ()		
体 質	◎ アレルギー体質 ()		
	◎ 食べさせている食事 () → ありの場合 () → 食べるとアレルギーが出る場合 () → 医師による治療中 ()		
	◎ 現在、定期的な通院 () (いいえ・はい) ()		
乳 幼 児 健 診 の 状 況	◎ 4カ月児健診 ()		
	◎ 10カ月児相談 ()		
	◎ 1歳6カ月児健診 受診 () 事項 なし・あり ()		
	◎ 3歳児健診 受診 () 事項 なし・あり ()		
	◎ その結果どうしましたか ()		
	◎ 心身の発達(言語等)に遅れがある場合 () → なし・あり ()		
◎ その他気になることがあります ()			
現在の保育者		父・母(産休育休中・その他) 祖父母(父方・母方) 施設(施設名) ()	

申請書の第1希望～第5希望の欄にきょうだいで同じ希望施設を書いており、【別々の施設には入所せず、同じ施設への入所を希望する。】にチェックが入っている場合は、調整指数【きょうだいと同時に同一の施設を希望】の加点を行い調整を行います。兄弟姉妹で入所できる保育施設がない場合は案内をいたしません。
※希望保育施設に空きがない場合の連絡は行います。

入所申込について

兄弟姉妹の入所について (同時に2人以上の申込みの場合)	☐ 別々の施設には入所せず、同じ施設への入所を希望する。 ☒ 別々の施設でも良い。 ※同じ施設への入所を希望される場合は、施設の空き状況に応じて調整するため、希望通りの施設への入所案内が出来ない場合があります。
---------------------------------	--

税情報等の提供・支給認定結果の通知に当たっての署名欄

●市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定、選考及び保育料決定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

●次年度利用開始の場合は教育・保育給付認定事務が集中するために審査に時間を要することから、審査結果の通知が翌年3月になることに同意します。

保護者氏名 相生 太郎

※ 既に市記帳済みの場合は、市記帳済みの内容をご記入ください。

※ 申し込み時および入所後、保育施設等に申込み状況・家庭状況等を提供します。同意のうえ、おもて面と同じ保護者氏名をご記入ください。

認定担当者	入力担当者

可・否 (否とする理由)	認定区分等	支給(利用)期間
年 月 日認定	□1号 □2号 □3号 (□標 □短)	自 年 月 日 至 年 月 日
支給(入所)の可否		入所施設(事業者)名
可・否 (否とする理由) (□施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型)		□認定こども園(□連 □幼(□幼 □保)) □幼稚園 □保育所 □地域型(□小 □家 □居 □事)